## 寒川町立小・中学校適正化等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 良好な学校教育環境の実現に向けて、寒川町立小・中学校(以下「小・中学校」という。)の適正な規模及び配置等(以下「適正化等」という。)について検討するため、寒川町立小・中学校適正化等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、教育委員会の依頼に応じ調査及び 検討し、その結果を報告するものとする。
  - (1) 特色ある学校のあり方に関すること。
  - (2) 小・中学校の適正な規模及び配置に関すること。
  - (3) 小・中学校の統合に関すること。
  - (4) 小・中学校の適正化等方針及び計画の策定に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、検討委員会の目的を達成するために必要な事項 (組織)
- 第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者代表
  - (3) 自治会長連絡協議会代表
  - (4) 寒川町立小学校長会代表
  - (5) 寒川町立中学校長会代表
  - (6) 小・中学校教職員代表
  - (7) 公募の町民
  - (8) 企画部長
  - (9) 総務部長
  - (10) 町民部長
  - (11) 学び育成部長
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意 見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。 (作業部会)
- 第7条 検討委員会で検討する事項に関し具体的な調査、検討等を行わせるため、検討委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 教育次長
- (2) 教育政策課長
- (3) 企画政策課長
- (4) 財産管理課長
- (5) 町民安全課長
- (6) 子育て支援課長
- (7) 学び推進課長
- (8) 教育委員会学校教育課長
- (9) 教育委員会教育施設給食課長
- (10) 第3条第2項第1号に該当する検討委員会の委員

(部会長及び副部会長)

第8条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ教育次長及び教育政策課長

をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部会長は、作業部会において調査、検討等を行った結果を検討委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第9条 検討委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(会議の公開)

第11条 検討委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第12条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。